# 本庄国際奨学財団 2026 年度(春採用)外国人奨学生の募集

# 【応募資格】

・2026 年 4 月時点で大学院に在籍している者、または 入学を予定している者

博士課程:35歳までに入学、または入学予定であること修士課程:30歳までに入学、または入学予定であること

- ・2026 年 4 月時点で在籍期間が残り1 年以上あること
  - \* 奨学金受給期間中は他の奨学金(一部を除く)を 受給できません
  - \* 奨学金受給中はアルバイトをしてはいけません (国際交流に関する一時的な仕事は除く)

## 【月額】

- ・最終目標とする学位取得までの最短年限にあたる期間を 奨学金支給期間とする
  - ①月額 23 万円を 1 年間~2 年間
  - ②月額21万円を3年間
  - ③月額 18 万円を 4 年間~5 年間

### 【応募人数】10 名前後

【募集期間】2025年9月1日(月)~2025年10月31日(金)

【応募方法】奨学金オンライン申請システムから 個人直接応募

\*詳しくは、本庄国際奨学財団ホームページをご覧下さい。 https://www.hisf.or.jp/scholarship/foreigner/

### 2026 年度本庄国際奨学財団

### 外国人留学生(春採用)奨学金募集要項

(募集期間: 2025年9月1日~2025年10月31日)

#### 【奨学金の概要】

- 1. 日本の大学院に在籍する外国人留学生に対する奨学金
- 2. 奨学金は 2026 年 4 月以降より大学院の開始時期にあわせて支給します。
- 3. 返済の義務はありません。
- 4. 以下の金額と期間のうち、最終目標とする学位取得までの最短年限にあたる期間を奨学金支給期間とします。 支給開始後の期間の変更はできません。
  - (1) 月額 23 万円を 1 年間~2 年間
  - (2) 月額 21 万円を 3 年間
  - (3) 月額 18 万円を 4 年間~5 年間
- そのほかに国際学会に出席するための費用が、奨学金支給規程に基づき支給されます。
- 6. 奨学金受給期間中は下記以外の他の奨学金を受給することはできません。
  - 文部科学省国費外国人留学生制度の奨学金
  - 文部科学省外国人留学生学習奨励費
  - 日本学術振興会特別研究員
- 7. 奨学金受給中は、就職をしてはいけません。アルバイトも禁止です。ただしティーチングアシスタント、リサーチアシスタントなど大学や研究に関する仕事ならびに通訳、翻訳、国際交流事業の手伝いなど国際交流 に関する一時的な仕事は除きます。
- 8. 奨学金受給中は個人面談や財団で行う行事に参加することが求められます。
- 9. 大学院修了後も同窓会などへ積極的に参加することが求められます。

#### 【募集人数】

10 名前後

#### 【応募資格】 (すべての資格に該当すること)

- 1. 日本国籍を持たない者。
- 2. 2026 年 4 月時点で大学院に在籍している者。または 2026 年 4 月入学を予定している者。申請時にすでに在籍している方、申請時に在籍されていない方(申請時には社会人である方)も応募可能です。ただし 2026 年秋入学を予定している人も応募できます。
- 3. 専門職大学院は原則的に対象外ですが、研究計画書を提出できる場合は、応募可能です。
- 4. 奨学金支給開始時点で在籍期間が残り1年以上あること。
- 5. 博士課程は 35 歳までに入学したもしくは入学予定であること、修士課程は 30 歳までに入学したまたは入学 予定のもの。

- 6. 大学院修了後は母国に貢献する将来計画を持つ者。
- 7. 国際親善や交流に理解を持ち、財団で行う行事や同窓生ネットワークに積極的に参加または協力できる者。
- 8. 日本語の日常会話ができる者。面接審査は日本語で行います。

#### 【募集期間】

2025 年 9 月 1 日~2025 年 10 月 31 日 (奨学金オンライン申請システムの稼働期間)

#### 【応募方法】

1. 奨学金オンライン申請システムより必要事項を入力し、下記 3-1の画像・動画ファイルを、3-2の書類は PDF ファイルでアップロードしてください。

奨学金オンライン申請システム→ <a href="https://entry.hisf.or.jp">https://entry.hisf.or.jp</a> (このシステムは 2024 年 9 月 2 日よりアクセス可能となります)

2. 入力後送信完了すると申請受付番号が発行されます。

審査結果発表はホームページに申請受付番号を記載する形で行いますので、必ず番号を控えてください

- 3. 提出データ書類は次の通りです。
  - 3-1〈アップロードする画像・動画ファイル〉
  - A. 顔写真
    - 1) 500kB まで
    - 2) ファイル形式 . jpg または、.gif
  - B. 研究紹介動画(2分以内)必須
    - 1) ファイルサイズは 1GB まで
    - 2) 長さは2分以内
    - 3) ファイル形式 .mp4 または.mov
    - 4) 言語は日本語または英語
    - 5) 資料の使用可。ただし顔を映すこと。
  - C. 自己アピール動画(30 秒以内)任意
    - 1) ファイルサイズは 1GB まで
    - 2) 長さは30秒以内
    - 3) ファイル形式 .mp4 または.mov
    - 4) 言語は日本語または英語
    - 5) 原則として資料を使用せず、自分の顔を映すこと。
    - 6) アップロードは任意。(なしでもよい)
  - 3-2 〈アップロードする PDF ファイル〉
    - A. **成績証明書**(日本語または英語。それ以外の言語の場合は翻訳を添付してください。)
      - A-1 出身大学、学部のもの(必須)

高等専門学校から大学へ編入している場合は高等専門学校の成績証明書も必要です。

A-2 大学院のもの(無い場合は提出不要です。)

B. 研究計画書:指定の用紙に日本語で書いてください。

指定の用紙はホームページの中にあります。

- B-1 これからの研究内容と研究のスケジュール:なにをいつの時点までにあきらかにしたいか、最終的にどこを目指しているか
- B-2 留学で学んだことを将来母国にどのように貢献したいか
- B-3 実績 (研究、学校や社会での活動について評価されたもの)
- 以上3点について日本語で指定された用紙に収まるように書いてください。

ただし、日本語に自信がない場合は、日本語のほかに英語の研究計画書も提出可。

- C. 指導教授の推薦書1通:申請者の学業、人物、将来性についての所見を書いていただいてください。申請者の学業についてよく知っている人なら、留学前に所属した大学・大学院の先生の推薦書でも構いません。指定の用紙はありません。
  - ※推薦者の希望により推薦書を申請者を通さずに直接財団へ送りたい場合は、必ず推薦者のメールアドレスから info@hisf.or.jp へ 2025 年 10 月 31 日までに送っていただいてください。その際は推薦書のファイル名に申請者の受付番号と氏名の 2 点を記載してください。
  - ※申請者が推薦者から推薦書を受け取った場合はオンライン申請システムからアップロードしてください。推薦書には推薦者の署名または捺印が必要です。
- D. 入学許可書、合格通知書など入学を証明できる書類。奨学金申請時にすでに在学中の場合は在学証明書
  - ※入学許可書、合格通知書を 2025 年 10 月 31 日までに入手できない場合は、入手可能日をオンライン申請システムに入力し、入手でき次第電子メールで事務局あてにお送りください。2025 年 11 月 1 日以降はオンライン申請システムでアップロードできません。
- ※親展や本人開封無効として厳封されている書類も開封して PDF ファイルにしてアップロードしてください。 ※複写された書類も提出可能です。

#### 【応募に関するその他の注意】

- 1. 応募書類は郵送では受け付けません。
- 2. オンライン申請システムは、送信完了後も 2025 年 10 月 31 日まで何回でも書き換え可能です。最終の入力内容が自動的に上書きされます。
- 3. 応募書類は返却しません。
- 4. 申請書類上の個人情報については当財団奨学生選考以外に使われることはありません。 ただし次の特定の関係者に対して限定された個人情報が提供されますのでご了承ください。
  - 4-1 書類審査・選考のため、選考委員へ申請書類の提出
  - 4-2 審査の過程において、申請内容を確認するため、ならびに奨学金重複受給の確認のため、大学担当者 および奨学金団体へ照会する場合

#### 【選考方法】

- 1. 第一次選考…書類審査 結果は 2026 年 1 月 31 日までに発表します。一次選考合格者の申請受付番号をホームページに記載します。
- 2. 第二次選考…面接審査 2026年2月上旬に対面の場合は東京都内で、またはビデオ電話で実施します。

詳しい日程は第一次選考合格者に直接連絡します。

3. 最終決定…2026年3月31日

#### 【その他】

- 1. 下記の場合は奨学金の支給を停止します。理事会の決定によりすでに支払われた奨学金の返還を要求する場合があります。
  - 1-1 病気その他の事由により就学又は研究を継続することが困難なとき。
  - 1-2 指導教授から就学又は研究の継続に不適格と認められたとき。
  - 1-3 学業成績・素行が不良の場合。
  - 1-4 奨学金申請書の内容や届け出事項に虚偽が発見された場合。
  - 1-5 当財団の奨学生としての名誉を傷つけたと認められるような行動をした場合。

#### 【応募に関する問い合わせ】

※お問い合わせは電子メールでお願いします。

公益財団法人本庄国際奨学財団 事務局

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷 1-14-9

Honjo International Scholarship Foundation

1-14-9, Tomigaya, Shibuya-ku, Tokyo 151-0063

https://www.hisf.or.jp

info@hisf.or.jp